

教職員定数完全配置・改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

平成29年4月文部科学省より「教員勤務実態調査」(速報値)が公表され、小学校で33%、中学校で57%の教員が過労死ラインである月80時間を超える時間外労働をしていることが明らかになった。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

このような中、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が平成18年度より2分の1から3分の1に引き下げられた。国庫負担分以外は各自治体の財源による取組となることから、財政状況の豊かな自治体は独自財源により教育条件整備を進められる一方、財政状況の厳しい自治体では整備が困難な状況である。自治体の財政状況により、教育格差が生じることは大きな問題であり、国の施策として教職員定数改善に向けた施策の充実と財源保障を図り、子どもたちが全国どの地域に住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請でもある。

一方、今後さらなる産休・育休の増加が見込まれ、代替教職員の確保は喫緊の課題である。しかし、臨時的任用職員の希望減少が著しく、県内では配置されるべき職員が必要数配置されていない現状となっており、豊かな学びの実現のためには、教職員の定数どおりの配置はもとより、その改善などの施策の充実が最重要課題である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 現状の教職員定数の完全配置を図り、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月8日

小田原市議会

衆議院議長	参議院議長	} あて
内閣総理大臣	総務大臣	
財務大臣	文部科学大臣	